



若者相談窓口の設置について

1 設置目的

社会生活を円滑に営む上での困難を有する若者が抱える様々な課題や悩みに寄り添い、必要な支援や支える人との出会いを通して、若者自身のペースで社会との接点を広げるための手助けや後押しを行う。

2 若者相談窓口の概要

(1) 相談方法

予約制（電話で申込み、面談日時を調整）

(2) 受付及び開設日時・場所

平日の月曜日～木曜日 10:00～16:00

総合庁舎3階 女性・若者応援課

(3) 特色

相談窓口若者自らが相談に来ることは「まれ」であるため、既に若者とつながっている関係機関等と連携し、自発的に支援を求めることができない若者に対し、窓口で待つのではなく、アウトリーチ型の相談支援を時間をかけて粘り強く行う。

3 相談体制

新たに配置した若者支援相談員1人と非行防止活動における街頭巡視指導（補導）を既に行っている「こども・若者指導員」2人とが連携し、若者本人に対し自立支援要素を深めた相談対応（伴走支援）を行う。

4 対象年齢

「若者」については法令上の定義はないが、こども基本法に規定されている「こども大綱」では、思春期（中学生年代からおおむね18歳まで）及び青年期の者（おおむね18歳以降からおおむね30歳未満。施策によってはポスト青年期（40歳未満）の者も対象とする。）としており、これに準じた対応とする。

5 今年度の取組予定

(1) 相談機能の強化

ヤングケアラー・コーディネーターを配置（外部への委託を予定）し、包括的な相談支援体制を構築する。

(2) 支援体制の整備

関係機関等で構成される地域協議会の設置を検討する。

相談内容例

- ・卒業後の進路が決まらない
- ・生活に不安がある
- ・どこに相談したらいいのかわからない

相談の流れ

相談は予約制です。
電話でお申し込みください。

場所・申込受付時間

旭川市役所総合庁舎 3 階
月～木（祝日除く） 10:00～16:00
電話 0 1 6 6 - 2 5 - 9 8 3 2

若者相談窓口 あなたと一緒に考える、 安心のサポートスペース

ひとりで抱えこまないで

どんな小さな悩みでも大丈夫。

経験豊富な相談員が、
あなたの話を丁寧にお聞きします。

